

報告第十一号

平成二十八年年度江戸川区一般会計の事故繰越の繰越使用について

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十三条第三項の規定により、平成二十八年度江戸川区一般会計の事故繰越の繰越使用について、別紙計算書のとおり報告する。

平成二十九年六月十二日

江戸川区長 多田正見

## 平成28年度 江戸川区一般会計事故繰越繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 為額 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源		
12	土木費	3	道路橋梁費	道路舗装費 (道路舗装工事その3の2)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	欄外に記述
			133,080	50,000	83,080	0	83,080	0	0	83,080		
合計			133,080	50,000	83,080	0	83,080	0	0	83,080		

(説明)

本事業は、篠崎新町商店街内の道路舗装の改修を行うものである。  
当初は平成28年度内の完了を予定していたが、既設構造物の撤去の際に、基礎コンクリート等の強度及び厚さが標準を大幅に上回る箇所が判明したことから、工期延伸が必要となったことに加え、工程変更に伴い、施工時間等について、商店街の各店舗との再調整を要したことにより、年度内の施工完了が困難となったことから、早期完了に向けて継続して工事を行うために、翌年度へ繰り越すこととした。

平成29年6月12日  
江戸川区長 多田正見